

東京三会・横浜・埼玉及び千葉県弁護士会 新入会員の皆様へのご案内

東京都弁護士国民健康保険組合

上記6弁護士会の会員で、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県及び茨城県の一部(取手市・土浦市)居住の方については、東京都弁護士国民健康保険組合に加入できます。

皆様の今後の医療保険の加入については、以下の3通りがあります。必ず、どちらかの保険にご加入下さい。手続きが遅くなっても遡及して適用となり、保険料が賦課されることとなります。

なお、勤務された事務所が社会保険(健康保険・厚生年金)の適用事業所になっている場合は、勤務形態にもよりますが、協会けんぽ(全国健康保険協会)に強制加入となることがあります。

	① 裁判所共済組合の 任意継続	② 東京都弁護士 国民健康保険組合	③ 区市町村の 国民健康保険
給付	7割	7割	7割
保険料	毎月支払いの短期分 (健康保険料分)の2倍 (月額)	月額(平成23年度) 本人 16,000円(19,000円) 家族1人につき 8,000円(11,000円) (40歳～64歳の介護保険第2号被保険者の方は 3,000円増額の()内の金額)	所得及び人数等に応じて算定 区市町村毎に条例で決定 (裏面参照)
その他	加入は2年間が限度	住民票に基づく世帯単位で加入	住民票に基づく世帯単位で加入

何れの保険でも同一月の同一医療機関での自己負担額が一定の額を越えた場合は、高額療養費制度による支給があります。

また、未就学児は8割給付、70歳から74歳の方については9割給付(70歳以上の方の所得が一定以上の世帯の場合は7割給付)となります。なお、75歳以上の方(65歳以上で障害認定され制度該当の方を含む)は、後期高齢者医療制度の適用となり、国民健康保険、健康保険等の対象とはなりません。

○東京都弁護士国民健康保険組合への加入方法

① 必要書類

資格取得届、世帯全員の住民票(届出以前3ヶ月以内に発行のもの)及び共済組合の資格喪失証明書、新入会員の場合は弁護士名簿登録通知の写しが必要となります。なお、弁護士法人に勤務される場合は手続きの方法が異なります。また、ご家族の健康保険の加入状況等により追加してご提出いただく書類等が発生する場合がありますので、組合事務局にご確認下さい。

② 提出先

東京都弁護士国民健康保険組合事務局にご持参もしくはご郵送下さい。

(郵送先住所)〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階

③ お問い合わせ先

東京都弁護士国民健康保険組合事務局 TEL03(3581)1096 Fax03(3581)1185

☆ホームページ <http://www.bengoshi-kokuho.or.jp>

各種手続きや制度のご案内、届出書類のダウンロード等が可能です。

参考：東京都杉並区国民健康保険の保険料率（平成23年度）

1. 医療給付分に対する保険料（賦課限度額51万円）

$$\text{年額保険料} = \frac{\text{賦課標準額} \times 0.0613}{\text{所得割}} + \frac{(31,200 \text{円} \times \text{人数})}{\text{均等割}}$$

2. 後期高齢者支援金分に対する保険料（賦課限度額14万円）

$$\text{年額保険料} = \frac{\text{賦課標準額} \times 0.0196}{\text{所得割}} + \frac{(8,700 \text{円} \times \text{人数})}{\text{均等割}}$$

3. 介護納付金に対する保険料（40歳～64歳の介護保険第2号被保険者の方のみ賦課、賦課限度額12万円）

$$\text{年額保険料} = \frac{\text{賦課標準額} \times 0.0098}{\text{所得割}} + \frac{(13,200 \text{円} \times \text{人数})}{\text{均等割}}$$

☆賦課標準額とは、世帯の国民健康保険加入者の「旧ただし書所得（平成22年の総所得金額等－基礎控除（33万円）」となります。詳細は区役所にご確認ください。

☆各区市町村の保険料の計算方法、料率はそれぞれ異なりますので、詳細は居住地の区市町村ホームページ等でご確認、お問い合わせ下さい。